社会福祉法人大善福祉会 特別養護老人ホーム多喜の園(多床室) 契約書

<u>様</u>(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人大善福祉会(以下「事業者」といいます。)は、特別養護老人ホーム多喜の園(以下「事業所」といいます。)において、事業者が利用者に対して提供する指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」といいます。)等について、次のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその居宅における生活に復帰できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養条の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスについて定めます。

(サービスの内容)

- 第2条 事業者は、別紙重要事項説明書に定める内容のサービスを提供します。
- 2 サービスは、当事業者の生活相談員、看護職員、介護職員等の従業者が提供します。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態区分に従って、また利用者 の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会の意見に配慮して、 利用者にサービスを提供します。
- 4 事業者は、入浴、排せつ、おむつ交換、離床、着替え、整容等の介護に当たっては、利用 者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに、 適切な時間に食事を提供します。また利用者の食事は、できるだけ離床して食堂で行われる よう努めます。
- 6 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 7 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等 必要な措置を講じます。
- 8 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(契約期間)

- 第3条 この契約の期間は、契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、利用者の契約時の要介護認定有効期間の満了日が、契約期間満了日より前に到来し、要介護認定が更新される場合は、更新後の要介護認定有効期間の満了日をこの契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約満了日の10日前までに利用者から文書による解約の申し出がないときは、この契約はさらに同一期間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項の 但し書きが適用されます。

(施設サービス計画)

- 第4条 事業者は、次に掲げる事項を、当事業者の介護支援専門員に担当させます。
 - (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及びその家族等の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での 留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
 - (2) 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状

況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

(3)介護支援専門員は、施設サービス計画を作成又は変更したときは、利用者又はその家 族等に施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(相談及び援助)

第5条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第6条 事業者の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

(入院期間中の取扱い)

- 第7条 事業者は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族等の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所に円滑に入所することができるよう配慮します。
- 2 主治医等の判断により、医療面、介護面において、事業所での生活が困難と判断された場合、退所となります。

(緊急時等の対応)

第8条 事業者は、サービスの提供時、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(秘密保持義務)

- 第9条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密 を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得ることとします。

(利用料金)

- 第10条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、「介護保険給付額」といいます。)の限度において利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金 (介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額)から介護保険給付費を差し引いた差額 分を事業者に支払うものとします。利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が 保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載)があるとき等は、利用者は、一旦費 用の全額を事業者に支払います。
- 3 第2項但し書きにより利用者が費用の全額を事業者に支払った場合、事業者は、利用者に サービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日最寄りの市町村の窓口に提 示すれば、負担割合に応じた自己負担分を除く金額の払い戻しを受けることができます。
- 4 第2項の他、利用者は食費及び居住費の基準費用額(介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は記載された額)と、教養娯楽費、理美容代、嗜好品、補助食品等、その他の日常生活において通常必要とされる費用の実費を支払うものとします。
- 5 事業者は、サービスの提供に当たっては、予め利用者及びその家族等に対し、当該サービ

スの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

- 第11条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料金の合計額を月毎に支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月中旬までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月末までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。

(契約の終了事由)

- 第12条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1)要介護認定により要介護3未満と認定された場合。但し、特例入所の要件に該当すると判断された場合は、契約の継続は可能。
 - (2) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (3) 事業者の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - (4) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (5) 利用者がご逝去された場合(※事業所で死後の処置を行う場合、処置料 30,000 円が 別途必要となります。)
 - (6) 第13条から第14条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの契約の中途解除等)

- 第13条 利用者は、本契約の有効期間中であっても契約の解除を申し出ることができるものとし、10日以上の予告期間をおいて事業者に通知するものとします。但し、次の各号による場合は、文書で通知することにより、即時に契約を解除し、事業所を退所することができるものとします。
 - (1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更及び支払いに同意できない場合
 - (2) 利用者が入院し、本人や家族等が今後も病院での生活を希望された場合
 - (3)事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - (4) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - (5) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等 を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認めら れる場合
 - (6)他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(事業者からの契約解除)

- 第14条 事業者は、利用者に対し10日以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 利用者又はその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 利用者又はその家族等によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、期限を 定めた料金支払いの催告にも応じなかった場合
 - (3) 利用者が連続して3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経

過しても退院できないことが明らかになった場合

- (4)入院期間が3ヶ月未満であっても、主治医等の判断により、医療面、介護面において、 事業所での生活が困難と判断した場合(契約書第7条第2項参照)
- (5) 事業者が防止策を取ったにも関わらず、利用者が、故意又は重大な過失により事業者 又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信 行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (6) 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (7) 利用者が他の介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの他事業所に入所した場合

(契約の終了に伴う援助)

- 第15条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者及びその家族等の希望、入 所後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行い ます。
- 2 事業者は、サービスの提供の終了(解約の場合も含みます。)に際し、終了の旨の内容を 速やかに居宅介護支援事業者等に連絡します。

(損害賠償)

- 第16条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のその家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに 賠償する義務を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められ、利用者の心身の状況を 勘案して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 3 事業者は、万が一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン株式会社の「しせつの損害補 償」に加入しています。

(情報の保存)

第17条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了 後2年間保存します。

(苦情処理)

- 第18条 利用者又はその家族等は、事業者が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申立てることができます。事業者は、苦情が申したてられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、利用者又はその家族等が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第19条 利用者及び事業者は、この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用 者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。 上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印の 上、各自その1通を所持します。

年 月 日

利用者·契約者 住 所

氏 名 即

代理人 住 所

氏 名 印

事業者 住 所 静岡県浜松市浜名区中瀬 3829-1

名 称 社会福祉法人大善福祉会

代表者氏名 理事長 大城 一 印

この契約に定める事業所 住 所 静岡県浜松市浜名区中瀬 3829-1

> 名 称 特別養護老人ホーム多喜の園